

尼崎市立学校園における熱中症予防等に向けた対応について

令和元年7月18日
尼崎市教育委員会

1. 趣旨

尼崎市立学校園の児童生徒の運動時の熱中症事故防止のため、暑熱環境時における体育の授業等を実施する際の熱中症予防のための対応方針及び熱中症事故が発生した際の対応について定める。

2. 対象学校

尼崎市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校、特別支援学校

3. 具体的内容

(1) 熱中症の予防について

(ア) 体育の授業及び体育的行事（体育大会等）の判断について

- 「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」（別紙参照）に基づき判断を行う。

【ポイント】

- ・ 暑さ指数 31℃（気温 35℃）以上の場合、運動は原則中止。
- ・ 水泳指導の場合も、「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」に従う。

(イ) 校外学習（遠足、社会見学等）について

- 暑さ指数 31℃（気温 35℃）以上の場合、屋外活動を中心とした校外学習は原則中止とする。ただし、屋外の移動時間が少ない校外学習については、十分に注意してこれを行うことができる。

(ウ) 運動部活動について

- 「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」を参考に、「いきいき運動部活動」（平成30年9月兵庫県教育委員会）の実施基準に基づいて行う。

「いきいき運動部活動 Q&A」（抜粋）

- ・ 各校において、グラウンドや体育館等の活動場所で定期的に暑さ指数や気温を計測し、暑さ指数 31℃（気温 35℃）以上での運動は、中止も含めた活動内容を検討してください。
- ・ 公式大会の直前の練習など特別な事情により練習を行う場合であっても参加児童生徒の事前の健康チェック、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底することとします。

(2) 熱中症になったときの対応について

- 熱中症になったときは、熱中症対応フロー（「熱中症を予防しよう」（独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会））に基づき、適切に対応を行う。